

2020年度へ向けての取組み 概要

2020/01/23
京都ガーデンパレス
15：30～17：00

全日本私立幼稚園連合会 教育研究委員会
委員長 加藤篤彦
(武蔵野東第一・第二幼稚園)

急激な社会変化の中にある「私立幼稚園」 「幼児教育の研究と研修を担当する委員会」への期待と課題

私立幼稚園をとりまくいろいろ

- 私学助成園 と 新制度園
- 学校教育 と 社会保障
- 無償化という公費投入
 - 新たに「公的」の認識
 - 1号 と 2号、新2号との兼ね合い
- 幼稚園教育要領改訂などの3法令の理解と順守
- 幼児教育の実践の中心である私立幼稚園としての矜持
- 理念やそれに基づく実践 と 財源（補助金）
- 研究研修団体としての永続性の確保

国：文部科学省

- ・ 幼児教育課への施策立案アプローチ
 - ・ 課題の共有
 - ・ 幼児教育課との信頼関係構築と連携
- …私立幼稚園なしに幼児教育はない
(向上と公的な責任)

←私学助成と公定価格との連動

内閣府子ども・子育て会議

乳幼児の諸施設施設・諸機関

… 幼稚園 子ども園類型 保育所 等

私学の幼・小・中・高の団体の中で、
私幼団体だけが、各都道府県で
年間を通して教員研修を実施してきた（長い歴史）

教員が自分が何を学んでいるのか・何を学ばよいかの道標として
機構における「俯瞰図」「研修ハンドブック」の制定

→ 研修の体系化
都道府県のそれぞれの研修をつなげることとなった

＋ 機構での研修も都道府県の研修も、地区ブロックや隣県での
研修も含めて互換させていく仕組み
（各都道府県でのこれからの協力）

新制度がスタート

- 内閣府会議で 質の向上のために研修が必要との認識共有
- 文科省調査実施 → 私幼団体の研修の全体像を把握し認識
私幼団体研修をキャリアアップ研修として認める（公的な研修）
- 同時に、機構と都道府県団体での研修履歴の精緻化
スタンプ → 研修履歴情報量の向上 + 研修履歴の団体把握

教員免許状更新講習 機構と都道府県の研修との互換
（打合せスタート）→ 私学助成園を含めてのメリット

教員免許状上進講習

（研修資格は教員養成大学と教育委員会のみ）→ 次の次の挑戦

研修履歴情報のICT化…文科省委託研究予算の支援…アプリ開発

幼児教育の無償化とあわせて、**幼児教育の質の向上も極めて重要**。平成30年4月から実施された幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、**地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組支援、幼稚園教諭の専門性向上**に向けた免許上進の推進、**教育活動や園運営の評価の実施、Society5.0時代の先端技術を活用した指導方法の開発**を行うとともに、**障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実等**、以下の事業を実施する。

幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

190百万円（148百万円）

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

公私・施設類型に関わらず域内全体の幼児教育の質の向上を一体的に推進

幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

29百万円（21百万円）

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

幼稚園教諭の専門性の向上、社会的地位の向上

幼稚園の人材確保支援事業

76百万円（70百万円）

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及する。

幼稚園等における安定・継続的な学校運営

幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究

58百万円（41百万円）

小学校教育との接続、家庭教育との連携、教育活動や園運営の評価の実施、Society5.0時代の先端技術を活用した指導方法の開発等、教育課題に対応した指導の在り方を調査研究する。また、障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児の受入れを行う教諭等が必要とされる知識を得ることができるよう、必要となる研修プログラムの開発及び指導上の配慮に関する研究を行う。

指導の充実、教育活動や学校運営の改善

I 令和2・3年度教研課題について

テーマ「新しい時代を 伸びやかに生きる」 ～社会に開かれた 質の高い幼児教育を～

新しい時代… 令和のスタート

急激な人口減少（少子高齢化） 人生100年時代構想会議

猛烈な情報革新スピード変化 Society 5.0

産業構造の変化に伴う職業の変化 SDGs

→いわば未知なるものに挑戦し、乗り越え、
伸びやかに生きる力を培う

幼児教育無償化（公的な役割の再確認）

園（幼児教育）の社会への発信と認知

重点課題←都道府県の私幼団体、教研委員会と共に取り組む課題

1. チャレンジ・ビジョンの推進←幼児教育の実践の質向上に関する検討会にて発表

●アクション1 子供の安全・安心を図る取組み

○学校安全計画の整備 →全体的な計画の用意
(教育課程、預かり保育の計画、
学校安全計画、学校保健計画の用意と連携と実践)

教育要領記載：周知と啓発！

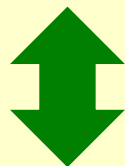
幼稚園の全体 全体的な計画

園の目標を共有しつつも
園に来てから帰る一日の流れとして
子どもの生活にふさわしいものにする

教育課程



教育課程に係る教育時間終了後等に行う
教育活動の計画



学校保健計画



学校安全計画



幼稚園の全体 全体的な計画

園の目標を共有しつつも
園に来てから帰る一日の流れとして
子どもの生活にふさわしいものにする

学校安全計画

教育課程

教育課程に係る教育時間終了後等に行う
教育活動の計画

避難訓練

避難訓練

人数の把握の課題例
参加者のデジタル処理
今いる園児の把握：降園した園児
人数把握と個人の把握など

○インクルーシブ教育システムの普及

→なぜシステムなのか？（包括する教育制度）

「共生社会を実現するために、

多様な背景をもつ子ども・大人が

共に学ぶための多様で柔軟な仕組みや環境」

- 理念
- システムとしての教育活動
基礎的環境整備や合理的配慮の提供
- 教員に求められる資質・能力

→2020年度の機構での委託研究テーマ

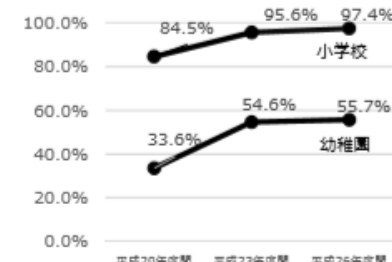
特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実に関する調査研究

→一時預かり事業に2020年度から加算（障害者手帳）

背景

- 幼稚園教育要領は大綱的な基準であるため、それを踏まえ各園が自らの課題や強みを踏まえた教育課程や指導計画、指導方法を改善していく必要がある。
- 外国人幼児等や個別の教育支援計画の作成が必要であると判断している幼児の数は年々増加しており、受入に当たる幼稚園教諭等の資質・能力の向上など、適切に指導上の配慮を行うための方策が求められている。
- 自己評価の義務、学校関係者評価の努力義務が課されているが、他学校種と比べて学校関係者評価の実施が進んでいない。1園当たりの教員数も少なく、評価の実施体制が弱い。
- 各園における評価の結果活用が十分ではなく、園内・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして一層の活用が必要。
- 形式的な評価にとどまることなく、PDCAサイクルの中で有効に機能する評価の在り方の検証が必要。

学校関係者評価・実施率



事業内容

指導の在り方等に関する調査研究

小学校教育との接続、家庭教育との連携、Society5.0時代の先端技術の活用を通じて、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。（事業期間1年）

特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実に係る調査研究

【外国人幼児等】

- (1) 幼稚園における研修プログラムの開発：言語を体系的に教えるのではなく生活や遊びを通して教えるといった、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発を行う。（事業期間3年）
- (2) 幼稚園における指導上の配慮等に関する研究：外国人幼児の受入に当たっての指導上の留意事項の整理や教材の在り方等に関する実証研究を実施する。（事業期間1年）

【障害のある幼児等】

- (1) 幼稚園における研修プログラムの開発：社会性や言語など、これから発達していく時期であるといった、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発を行う。（事業期間3年）
- (2) 幼稚園における指導上の配慮等に関する研究：障害のある幼児等の受入に当たっての体制整備の在り方や指導上の留意事項等に関する調査研究を実施する。（事業期間1年）

学校評価に関する調査研究

- (1) 自治体等と連携した学校評価の実践研究：地域内のモデル園を指定し、園の実態に応じて専門家と連携しながら評価実施を支援する。（事業期間2年）
- (2) 評価の在り方についての実態検証：幼稚園における評価の実態について検証を行い、幼児教育の質の向上に向けた評価の在り方について提言等を行う。（事業期間1年）

期待される効果

- 幼児教育の実践に関する資料やデータの蓄積により、次期幼稚園教育要領の内容や、国が作成する指導資料の内容が充実
- 特別な配慮を必要とする幼児の受入に当たる幼稚園教諭等が必要な知識を得、幼児等の実態に応じた指導上の工夫が可能
- 各園における評価に基づいた教育活動・学校運営の改善

子ども・子育て支援新制度

施行後5年の見直しに係る対応方針について（案）20191210

9. 地域子ども・子育て支援事業に関する事項

予定の管理のためのシステム構築に要する費用の補助に加え、需要の不安定さや人材確保の困難さに鑑み、柔軟な制度の運用に向けた取組を検討すべきである。

（5）幼稚園の一時預かり事業における特別な支援が必要な子供への対応

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）において、障害児を受け入れる場合の単価の在り方を検討すべきである。

10. その他の事項

（1）職員配置改善など更なる「質の向上」のための 0.3 兆円超の財源確保をはじめとした、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保

●アクション2 保育者の資質向上への取組み

○研修の体系化と体制整備…履歴の電子データ化

- 保育者の質向上 = 研修
- 機構と全国の教研で、研修の構築してきたことが公的に認められている
- 上進（免許は大学・教育委員会のみ認められている。が…）
- 更新講習（文科省と機構で打合せスタート）
- キャリアアップ（互換）
- 各都道府県での教員研修が互換する研修になっていく
そのために **研修の体系化と研修の履歴の明確化と管理は必要**
今後も能率のよいシステムへのブラッシュアップも

幼稚園教諭等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(1号関係)

研修による技能の習得を通じた、 キャリアアップ



○キャリアアップのための研修の 受講

→都道府県・市町村、幼稚園団体、
大学等が実施する、保育者としての
資質向上のための既存の研修をキャ
リアアップに活用

【研修分野例】

- ①教育・保育理論 ②保育実践
- ③特別支援教育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者の支援・子育ての支援
- ⑦小学校との接続 ⑧マネジメント
- ⑨制度や政策の動向

※ 研修修了の効力:全国で有効

※ 研修修了者が離職後再就職する場合:
以前の研修修了の効力は引き続き有効

＜標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数＞

※公定価格上の職員数

園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、
幼稚園教諭7人、事務職員2人
合計12人

園長 <平均勤続年数27年>

副園長・教頭<平均勤続年数24年>

主幹教諭<平均勤続年数19年>

○新 中核リーダー※ライン職

○新 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の
研修を修了
- エ 中核リーダーとしての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

○新 若手リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で2人
(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記③～⑦など)の研修を修了
- ウ 若手リーダーとしての発令

保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築

＜標準規模の保育園(定員90人)の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

※新たな名称はすべて仮称

キャリアアップ研修の創設(H29)

→以下の分野別に研修を体系化

【専門研修】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援

【マネジメント研修】

【保育実践研修】

- ※ 研修の実施主体:都道府県等
- ※ 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職

○副主任保育士 ※ライン職

月額4万円の処遇改善

(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野
の専門研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

○専門リーダー ※スタッフ職

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の専門研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

○職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了

月額5千円の処遇改善

(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

○教員免許の上進等（特別支援教育は資料作成協力）

幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

令和2年度予算額（案） 29百万円
（前年度予算額） 21百万円



背景

- 現職の幼稚園教諭は、**二種免許状所有者が中心**であり、他学校種と比べてもその割合が極めて高い。（幼稚園：68%、小学校：14%、中学校：3.9%）

各学校における保有免許状別の教員構成（%）

	幼稚園				小学校				中学校			
	専修	一種	二種	その他	専修	一種	二種	その他	専修	一種	二種	その他
幼稚園	0.5	27.2	68.0	4.3	9.8	64.3	22.5	3.4	0.7	42.6	54.0	2.7
小学校	0.4	23.6	71.3	4.7	5.1	78.9	14.0	2.0	17.1	73.6	8.2	1.1
中学校	0.4	61.9	36.7	1.8	6.3	79.2	14.0	1.8	8.4	71.3	2.5	0.3
単位数	17.1	77.2	2.3	3.4	5.0	61.9	33.8	14.9	25.9	7.6	4.0	0.2

※各学校に勤務する養護教諭、栄養教諭を含む。「その他」は臨時免許状、特別免許状等を含む。文部科学省「平成28年度学校教員統計調査」より作成。

- 保育士資格の併有率は約82%と高い。※文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査」

- 上級免許状取得のための単位は大学等で修得する必要があるが、**休日や長期休業期間中に履修**するなど、現職教員が働きながら上進できる環境が求められている。

- 現状では、そうした単位修得に資する免許法認定講習等は、**半数以上の都道府県で実施されておらず**、実施件数等も少ない。

平成30年度

開設者数				開設状況	
教育委員会	大学	計（都道府県数）		科目数	単位数
20	3	23	(20)	65	69

※例えば、特別支援学校教諭免許状に関する認定講習等は全都道府県で開設されている。

本来要請されている一種免許状所有者の増加を促進する必要

- 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）
（二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務）
第九条の五 教育職員で、その有する相当の免許状（中略）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

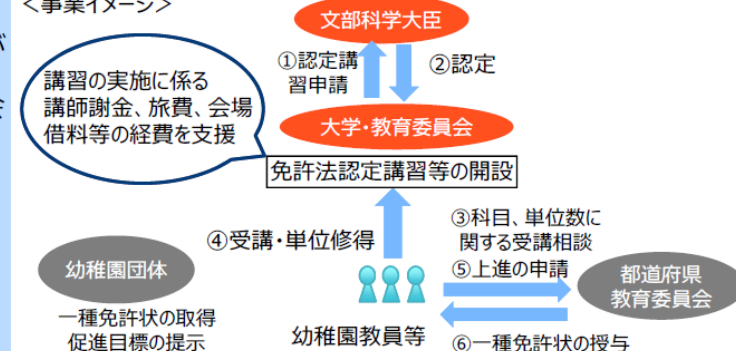
事業内容

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

■ 委託先：大学*、都道府県、指定都市、中核市の教育委員会

*短期大学は専攻科を有する場合に限る。

<事業イメージ>



期待される効果

- 保育者の専門性の向上（特に、中堅教師のキャリアアップとして活用）
- 園運営の改善、幼児教育の質の向上、幼稚園教員等の社会的地位の向上

- アクション3 学校評価と改善システムの普及
- 自己評価の完全実施と学校関係者評価の実施率向上
- ECEQ®の普及

☆ ECEQは、公定価格による加算対象となった

(福祉サービス第三者評価加算とほぼ同等)

文科省の幼児教育の質向上のための 自己評価
関係者評価 (ECEQ)
厚労省の保育所における福祉サービスの第三者評価

【主な意見・課題】

- 教育・保育の質の向上に資する施設関係者評価の在り方をどのように考えるか。

(1) 幼稚園・認定こども園における学校評価体系

自己評価	義務
学校関係者評価	努力義務

○学校教育法施行規則【幼稚園について、第39条において準用。】

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則
【幼保連携型認定こども園について、第23条・第24条に学校教育法施行規則と同規定あり。】

地域に開かれた教育課程の実現を通じて教育・保育の質向上につなげるためには、単なる委員会形式での運営評価にとどまらず、実際の保育を地域の方々に見てもらいつつ、保育実践の向上につながるよう学校関係者評価を行っていくことが重要。

(2) 施設関係者評価加算（1号）の状況等

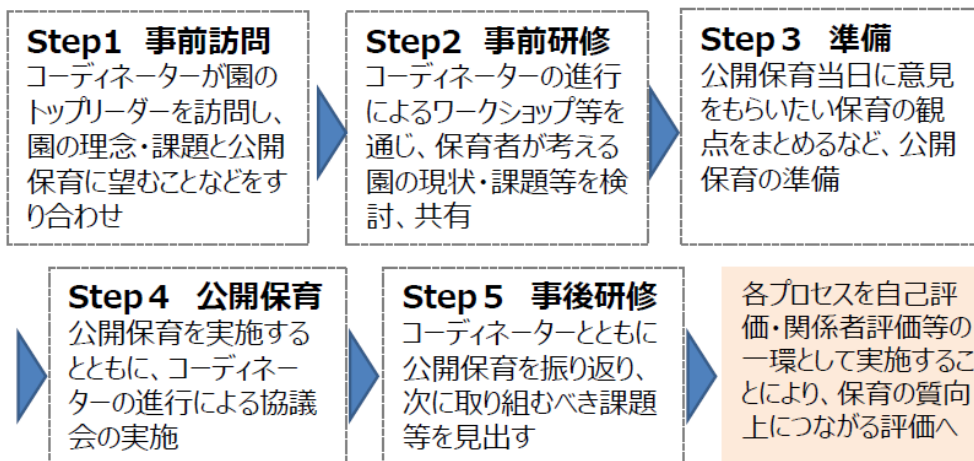
①加算要件等

- 学校教育法施行規則の規定により保護者その他の幼稚園の関係者による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場合に加算。
- 評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に準拠し、自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施

②加算単価 59,420円／年（事務経費を措置）

- ▷ 施設関係者評価等が教育・保育の質向上につながるものとするためには、幼児教育アドバイザー等の専門性を有する者と密に連携しつつ公開保育を行うなどの取組が有効であるが、現在の単価ではそれらの取組を行うのに十分なものではないとの指摘。

(3) 公開保育を通じ評価を保育実践の向上につなげる取組例



公益財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 公開保育を活用した幼児教育の質向上システム
ECEQの5ステップの概要

【方向性（案）】

- 施設関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、公開保育の取組と学校関係者評価を一体的に実施する施設に対する支援をどのように考えるか。

(3) 公開保育を通じ評価を保育実践の向上につなげる取組例

Step1 事前訪問

コーディネーターが園のトップリーダーを訪問し、園の理念・課題と公開保育に望むことなどをすり合わせ

Step2 事前研修

コーディネーターの進行によるワークショップ等を通じ、保育者が考える園の現状・課題等を検討、共有

Step3 準備

公開保育当日に意見をもらいたい保育の観点をまとめるなど、公開保育の準備

Step4 公開保育

公開保育を実施するとともに、コーディネーターの進行による協議会の実施

Step5 事後研修

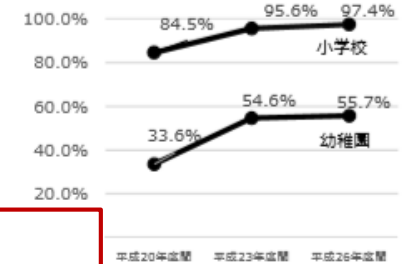
コーディネーターとともに公開保育を振り返り、次に取り組むべき課題等を見出す

各プロセスを自己評価・関係者評価等の一環として実施することにより、保育の質向上につながる評価へ

背景

- 幼稚園教育要領は大綱的な基準であるため、それを踏まえ各園が自らの課題や強みを踏まえた教育課程や指導計画、指導方法を改善していく必要がある。
- 外国人幼児等や個別の教育支援計画の作成が必要であると判断している幼児の数は年々増加しており、受入に当たっての幼稚園教諭等の資質・能力の向上など、適切に指導上
- 自己評価の義務、学校関係者評価の努力義務が課されているが、他学校種と比べて学校関係者評価の実進がでない。1園当たりの教員数も少なく、評価の実施体制が弱い。
- 各園における評価の結果活用が十分ではなく、園内・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして一層の活用が必要。
- 形式的な評価にとどまることなく、PDCAサイクルの中

学校関係者評価・実施率



ECEQが日本の幼児教育の質を担保しているという証明 文科省委託研究費を利用して、CEDEPに依頼：提言2年度分

指導の在り方等に関する調査研究

小学校教育との接続、家庭教育との連携、Society5.0時代の先端技術の活用を通じて、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。（事業期間1年）

特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実に関する調査研究

【外国人幼児等】

- (1) 幼稚園における研修プログラムの開発：言語を体系的に教えるのではなく生活や遊びを通して教えるといった、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発を行う。（事業期間3年）
- (2) 幼稚園における指導上の配慮等に関する研究：外国人幼児の受入に当たっての指導上の留意事項の整理や教材の在り方等に関する実証研究を実施する。（事業期間1年）

【障害のある幼児等】

- (1) 幼稚園における研修プログラムの開発：社会性や言語など、これから発達していく時期であるといった、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発を行う。（事業期間3年）
- (2) 幼稚園における指導上の配慮等に関する研究：障害のある幼児等の受入に当たっての体制整備の在り方や指導上の留意事項等に関する調査研究を実施する。（事業期間1年）

学校評価に関する調査研究

- (1) 自治体等と連携した学校評価の実践研究：地域内のモデル園を指定し、園の実態に応じて専門家と連携しながら評価実施を支援する。（事業期間2年）
- (2) 評価の在り方についての実態検証：幼稚園における評価の実態について検証を行い、幼児教育の質の向上に向けた評価の在り方について提言等を行う。（事業期間1年）

期待される効果

- 幼児教育の実践に関する資料やデータの蓄積により、次期幼稚園教育要領の内容や、国が作成する指導資料の内容が充実
- 特別な配慮を必要とする幼児の受入に当たる幼稚園教諭等が必要な知識を得、幼児等の実態に応じた指導上の工夫が可能
- 各園における評価に基づいた教育活動・学校運営の改善

ECEQの
CEDEP調査提言2年度分
委託研究実施

- ☆ 各都道府県教研委員会にてCOの養成が必要
 - COのテキストの修正
 - 実施園テキストの修正
 - より分かりやすい教材の開発
 - スキルアップのカリキュラムの構築
 - 他県のECEQの状況共有
 - 各都道府県の実施状況とCOの履歴把握
- ☆ ECEQをボランティアから持続可能なシステム構築へ
(養成からスキルアップ、研究開発を含めて)
 - 有料化（2020年4月）に向かっている準備
- ☆ ECEQビックバン!?への対応

●アクション4

幼児教育の質の維持・向上を支える体制整備の充実

○研究機能の強化（情報の共有）

○養成校連絡協議会の設立

○地域の幼児教育センター等との連携・協力体制の強化

☆私幼の取組をどう伝え、
私幼のプレゼンスを向上させるか

背景

地方公共団体の体制に関する現状と課題

- 幼児教育は複数の施設類型が存在し、その多くが私立であるため、教育内容面の支援に関して、公立中心の小学校以降とは異なる対応が必要
 - ・ 3～5歳児の約半数ずつが幼稚園、保育所にそれぞれ在園
 - ・ 幼稚園の約8割、保育所の約7割、認定こども園の約9割の園児数は私立
- 約6割の地方公共団体で公私、施設類型により担当部局が異なり、一体的な取組の実施に課題がある
- 教育委員会では、他学校種と比べて幼稚園に係る体制が手薄
 - ・ 幼児教育担当指導主事を配置する都道府県・市町村は、約4割、うち専門性を有するのは、約半数

教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制が、必ずしも十分ではない

幼児教育現場における現状と課題

- 教科書のような主たる教材を用いない「環境を通して行う教育」の難しさを乗り越える人材育成が必要。
- 幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応など、現場での研修ニーズは高い。
- 若年保育者が多く離職率の高い職場において、園長のリーダーシップの下、学び・育て合う仕組み作りと支援が必要。
- 関係団体が独自の研修を実施しており、既存の資源やネットワークを生かした連携が必要。

保育者の専門性の向上は公私・施設類型に共通する課題

事業概要

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

主な補助内容：

体制の充実

- ・ 幼児教育アドバイザーの配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成

体制活用のための人材育成方針

- ・ 幼児教育の実践の質向上のためのガイドラインの作成・活用
 - ・ 保育者に必要な資質・能力の明確化、それに基づくキャリアステージに応じた人材育成の内容・方法の明確化 など

体制の活用

- ・ 研修支援、幼小接続の推進
 - ・ 保育者の専門性の向上や幼小接続等に関する公私・施設類型を超えた一体的な研修支援、巡回訪問、園内研修の中核となるモデルリーダーの育成 など

域内全体への波及

- ・ 都道府県・市町村の連携を含めた域内全体の質向上を図るための仕組み作り
 - ・ 都道府県・市町村アドバイザーの連携、行政関係者、園長会、関係団体等による関係者協議会の開催 など

- 事業期間：3年間
- 補助対象者：都道府県・市町村
- 補助率：1／2

主な要件

- ✓ 担当部局を一元化していること
 - ※ 教育・保育内容面に係る事務のみの一元化でも可
 - ※ 事業開始翌年度からでも可
- ✓ 幼児教育センターを設置していること
- ✓ 小学校指導担当課との連携体制確保

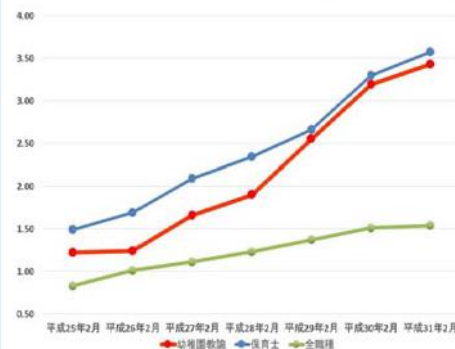
背景・課題

【近年の動向】

子ども・子育て支援関係の人材需要の急速な増加を受けて、幼児教育の質を支える優秀な人材の確保が喫緊の課題

- ・人材不足による幼稚園運営の不安定化
- ・幼稚園における教育の質の低下
- ・担い手不足による預かり保育の収容能力の低下

幼稚園教諭の有効求人倍率の推移(H25～H31)



【主な課題】

- ・免許取得者が他業種に就職 ⇒ 新規採用促進
幼稚園教諭免許取得者の幼稚園・認定こども園への就職率：約27%
(小学校教諭免許取得者の小学校への就職率：約49%)
- ・若年離職者が多い ⇒ 離職防止・定着促進
幼稚園教諭離職者のうち30歳未満の割合：約61% (小学校教諭：約8%)
幼稚園教諭の平均勤続年数：約7年 (小学校教諭：約17年)
- ・離職者の再就職が少ない ⇒ 再就職促進
幼稚園教諭採用者のうち元教員の割合：約13% (小学校教諭：約27%)

事業の内容

- 過去3年間の事業実施により、幼稚園団体等による新規採用促進・離職防止・再就職促進の個別の好事例を創出したが、各主体の連携や取組の横展開に課題

- 自治体等が取組の中心となり、幼稚園団体・各幼稚園・養成校の取組を結びつけ、総合的な人材確保の取組を行う事例を創出

◇委託先(予定)：10団体

(都道府県、市区町村及び幼稚園団体)

◇事業規模：400万円～900万円程度



幼稚園の取組

- ・社労士等を活用した持続可能な就業規則策定
- ・ICT導入による働き方改革
- ・時短勤務・複数担任制の導入等

自治体の取組

- ・各取組を連携・コーディネート
- ・好事例の横展開
- ・他業種における人材確保の取組との連携

- ・合同就職説明会の開催
- ・幼稚園向けアプリ開発
- ・仕事の魅力発信
- ・退職者への継続的な情報支援
- ・キャリアアドバイザーの配置

団体の取組

- ・園と協力した魅力的な教育実習
- ・継続的な職場インターン導入
- ・コミュニケーション・保護者対応
- ・退職者への継続的な情報支援

養成校の取組



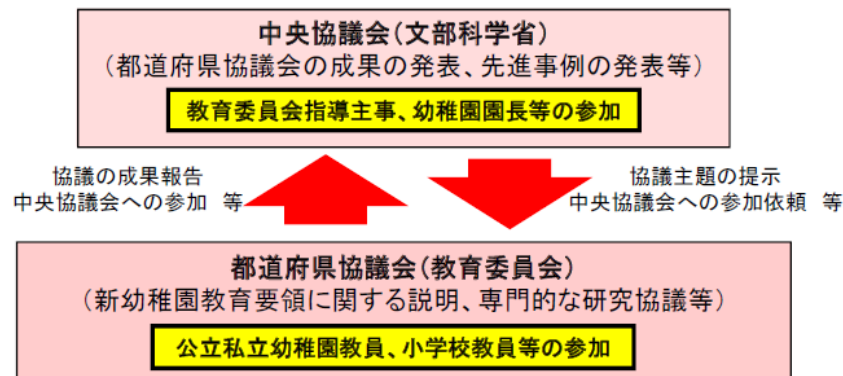
背景・目的

- 平成29年3月に新しい幼稚園教育要領が示され、平成30年4月から全面実施されている。
- 各幼稚園において新幼稚園教育要領の正しい理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行い、新幼稚園教育要領に基づく充実した教育活動の展開を促進する。

事業内容

幼稚園教育理解推進事業

各都道府県において行う幼稚園教育に関する専門的な研究協議等の成果を、中央協議会において発表・共有することで、さらなる幼稚園教育の振興・充実を図る。



幼稚園教育要領の実施のための指導資料の作成

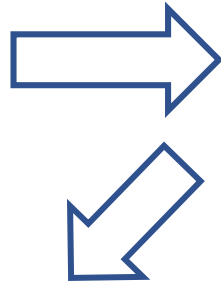
新しい幼稚園教育要領に基づく教育活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料を作成する。

- 令和元年度
指導資料第1集「指導計画の作成と保育の展開」について、幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」などの内容を加筆し、改訂を行う。
- 令和2年度（案）
新幼稚園教育要領に基づいた以下の内容の指導資料を作成する。
 - ・ 幼児期の教育と小学校教育の接続について

期待される成果

幼稚園教育要領の内容や、幼稚園教育要領に基づいた先進的な実践について理解することで、各幼稚園における適切な教育課程の編成・実施が促進される。

教育要領改訂



新たな課題として示されたこと
具体化の方法が見えにくいところ
重点的に検討してほしいところ

幼稚園教育理解推進事業
(文科省：県教委)
協議主題 6



都道府県の
先進事例や話題提供事例



各幼稚園や認定こども園の
運営と
保育実践につなげる



都道府県での協議会
全国協議会での発表や協議

協議主題

1. カリキュラム・マネジメントの適切な実施について
2. 幼児理解に基づいた評価の在り方について
3. 幼稚園教育と小学校教育との接続の推進について
4. 障害のある幼児などへの指導や、障害のある幼児児童生徒との「交流及び共同学習」の推進について
5. 幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるような環境の配慮や指導の工夫について
6. 幼稚園における教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動について

- アクション5 保護者等への幼児教育理解の普及促進
 - 保護者や地域への啓発事業の継続的实施
- (本日の分科会のテーマ)

- アクション6
- 開かれた教育課程推進に向けた各種研修会等の実施
- 開かれた教育課程推進に向け、教育課程の編成や指導計画作成のための各種研修会等を実施する。

- アクション7
- 子ども・子育て支援新制度の見直しへの提言
- 子供の最善の利益を保障する観点からの提言

2. 地域と家庭と園をつなぐ

学齡2歳児の保育と
満3歳児の幼児教育の在り方について

～地域教育、家庭教育（子育ての支援）、
学校教育（←幼稚園教育）をつなぐ～

3. 幼小の接続

一人一人の発達に即した幼児教育と
教科系統学習の小学校教育の違いを理解し合い、
小学校教育の前倒しではない接続を考える

4月から学齢6歳児 1年生 スタートカリキュラム

☆ 幼小の接続の課題

4月から学齢5歳児 年長 ~~アプローチカリキュラム~~

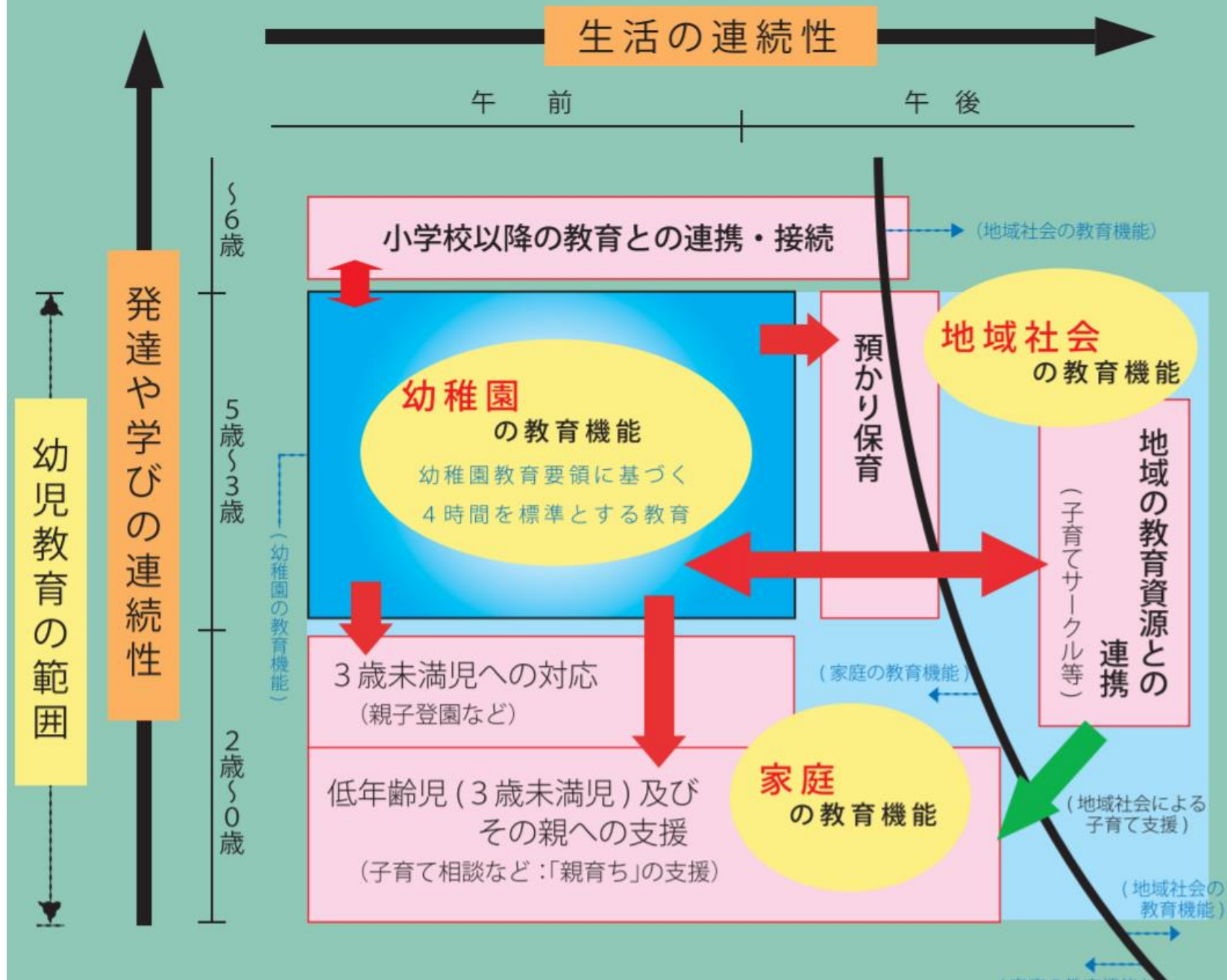
4月から学齢4歳児 年中

4月から学齢3歳児 年少

3歳になったその日から 満3歳児

4月から学齢2歳児

☆ 幼稚園入園前の接続（家庭や地域との連携）の課題



子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について（答申）2017²

- 新規に処遇改善Ⅱの文科省分野と俯瞰図との関連を表記
- 今までの研修分野に変更はない
研修分野の内容についても新たな追記はない
文章の精選

文部科学省（幼児教育課）



研修実施主体（組織） 全国団体としての認定

公財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構



教員免許状更新講習 園長・リーダー研修
幼児教育実践学会 等

都道府県の私立幼稚園団体



教員免許状更新講習 ECEQ
地区研究大会 新規採用教員研修 教諭研修 等

政令指定都市や各市区町村の私立幼稚園団体

文科省分野と研修俯瞰図の関係の明示

文科省分野（俯瞰図）にそった研修
→免許更新講習の単位互換へ
学校評価としてのECEQの推進

処遇改善Ⅱ研修指定団体申請について

当機構にて、

文部科学省と調整を済ませた統一様式を準備

その写し⑤を机上配布

三府省からのFAQが発出に合わせて

統一申請データをサイボウズにて配信予定

（FAQには、当機構の名称で例示される予定）

各都道府県名を記入し整えていただき

行政窓口に提出してください

機構の研修も他県の研修も 互換するという認識が重要

学校評価の推進

（園の自己評価と学校関係者評価）

- 2020年夏に2019年度実績を調査
- 無償化後のタイミングで5年ごとの全国調査
- 「すぐできる学校評価」リーフレット（全園配布）
 - 文科省委託研究の一環
 - リーフレットは各都道府県事務局に全園分を送付済



Q & A



学校評価ってなんですか？

幼稚園は教育機関として継続的に改善をすることが大切で、そのために学校評価があります。学校評価には、自己評価・学校関係者評価・第三者評価があります。自己評価は義務、学校関係者評価は努力義務です。評価を通して教育の質の向上をめざすことは、幼児の健やかな発達を支える基盤となります。どの園でも毎年実施しましょう。

自己評価は、先生1人1人で行えば良いのですか？

先生一人一人がチェック表をもとに個人評価をしたものは園の自己評価ではありません。園長のリーダーシップの下で教職員みんなが参加し、重点目標や計画に照らし合わせながら、その取り組みや達成状況について話し合い、園の自己評価を行いましょう。

まずはじめの『重点目標』はどうやって決めれば良いのですか？

※重点目標（内面：自己評価・学校関係者評価報告書の2. 本年度重点的に取り組む目標・計画）

これは、昨年度、課題になった事や幼稚園がもっとよくしたい事をあげると考えやすいと思います。難しく考えず、すぐに取り組める事を『重点目標』にしましょう。
※今年度取り組んでいる課題を重点目標にしても可

学校関係者評価は誰にお願いすれば良いのですか？

学校関係者評価は、自己評価の結果を評価することによって、自己評価の客観性を高めることができます。
また、園と家庭、地域が意見交換することで、園の現状や取組についての共通理解が深まり、連携協力が促進することが期待されます。委員は、園と直接関係のある保護者や地域の方々にお願いしましょう。幼稚園の評議員の方を活用してもいいですね。
なお、保護者アンケートは自己評価のための参考資料として使用するもので、それだけでは学校関係者評価にはなりません。

学校関係者評価は毎年行うべきですか？

学校評価は、評価をすること自体が目的ではありません。評価によって園のPDCAサイクルが回り、実践の質が向上し続ける風土を定着させることに意味があります。
自己評価と学校関係者評価はセットと考えて、毎年行うことをお勧めします。

自己評価や学校関係者評価におけるECEQの位置づけはどのようなものですか？

ECEQは学校評価にも活用できます。自己評価の充実に資したり、学校関係者評価委員と幼稚園の活動を共有する機会としたりすることが考えられます。幼稚園教育の質向上に寄与するものです。

※本リーフレットは、学校評価に初めて取り組む園等を対象に作成しています。次のステップに進みたい園やより詳しい内容を知りたい園は、「私立幼稚園のための学校評価ハンドブック」(4月刊行予定：https://youchien.com/)を参照ください。

公益財団法人 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構
2019.12.20.8000



すぐできる！

自己評価と学校関係者評価

～幼児の育ちを支える園の質の向上のために～

はじめに

幼児教育の質の保障とその向上の手段としての「学校評価」のうち自己評価が義務化されて10年以上（2007年）が経ちました。本来ならば義務ですから100%でなければならない幼稚園・認定こども園の実施率は88.6%（2014年）、学校関係者評価は55.7%（2014年）にとどまっており、他学校種と比べてもかなり低い水準にあります。
令和元年10月からスタートした多額の公的支出にともなう幼児教育の無償化は、幼児教育の重要性が認められた証であるとともに、一層の幼児教育の質の保障やその向上を求めているのです。だからこそ「学校評価」の確実な実施が重要なのです。



- ・今さら「学校評価」の目的や方法を探ねにくい
- ・自園では実施しているが本当にそれでよいのか自信が持てない

学校評価（自己評価・学校関係者評価）とは

教育の営みはPDCA「教育目標の設定(P)→保育の実践(D)→振り返り(C)→改善(A)」し、次の目標を設定(P)」するというサイクルで示すことができます。このPDCAを繰り返すことで、実践の質が向上していきます。
同様に自園の教育の質向上は、教職員全員で「自園の良さや課題を把握し、その年度に取り組みたい重点テーマを設定し、園の皆で取り組み、その結果を振り返り、そこで新たに見えてきた次の目標に向かう」というサイクルとなります。これをまとめたものが園の「自己評価」です。また「学校関係者評価」は、この園の「自己評価」を保護者の代表や地域の方など園にかかわる外部の方にも開示して説明し、意見交換をすることによって、さらに広い視野から園の取り組みについての意見をいただき、園運営に役立て、自園の教育の質向上を図るものです。



このリーフレットを参考に学校評価を実施し、自園の幼児教育の質向上にお役立てください。

報告書の進め方・解説

年度初め

年度途中

1月

年度末

2月

年度末

自己評価プロセス

学校関係者評価プロセス

1

園の教育目標を確認する

教育目標や教育方針などを教職員で改めて共有しましょう。
※以下5までのステップは、園長のリーダーシップの下、全教職員が参加して行う。

2

園の重点目標を決める

教育目標の実現に向け、昨年度の課題をもとに、本年度重点的に取り組むべき目標を決めましょう。

3

① 評価項目を設定する

重点目標の達成に向けた具体的な取り組みとして、評価項目を設定しましょう。3項目程度が目安です。

② 評価項目について自己評価をする

各評価項目の達成状況や達成に向けた取り組みの状況を把握・整理し、これまで進めてきた取り組みが適切かどうか、全教職員が参加して評価しましょう。その際、保護者アンケート等の結果を活用すると、自己評価のプロセスに客観性をもたせることができます。
報告書には、取り組んだ内容について記載し、取り組み状況について例えばA～Dの4段階評価等をつけ、その段階にした根拠を記述することが大切です。

4

総合的な評価を行う

上記を基に本年度の総合的な評価結果とその根拠を記載しましょう。

5

今後の取り組むべき課題を考える

本年度の評価をもとに、次年度以降取り組むべき課題を3項目程度考えましょう。

6

① 学校関係者評価委員会を開催する（園が学校関係者評価委員会を組織する。）

学校関係者評価委員会開催までの間に、委員会を組織しましょう。保護者や地域住民などの学校関係者による構成が基本ですが、評議員会等の既存の組織を活用して評価を行うことも考えられます。
評価委員に幼稚園教育を理解していただくことも大切なポイントです。

② 自己評価をもとに学校関係者評価を実施する

（学校関係者評価委員会に対し、園長等が自己評価の取組状況を説明する。委員会は自己評価の結果等について評価し、その内容を取りまとめる。）
学校関係者評価委員会で、自己評価の結果及び今後取り組むべき課題（報告書1～5の記載内容）について、評価を受けましょう。

③ 学校関係者評価報告書を作成し公表・報告する

（園が評価の結果を報告書に取りまとめる。報告書は広く保護者等に公表し、設置者に提出する。）
学校関係者評価委員会の結果を報告書に記載しましょう。また、保護者や地域住民等に、ホームページ・おたより・掲示等で公表するとともに、報告書を設置者に提出しましょう。

例

令和元年度 自己評価・学校関係者評価報告書

令和 年 月 日

学) ○○学園 ○○幼稚園

1. 本園の教育目標

- ・ 美しいものに感動できる子ども
- ・ 友だちと協力して意欲的に行動できる子ども
- ・ 自分の考えや発見を表現できる子ども
- ・ 個性豊かで創造的な子ども

2. 本年度重点的に取り組む目標・計画

幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、一人一人の幼児を大切にしたい質の高い教育の実践を目指す。

3. 評価項目の達成及び取り組み状況

	評価項目	評価	取り組み状況
1	教育課程を見直し改善を図る	A	幼児の姿や遊びの記録をもとに、教職員が定期的に話し合い、ねらいや内容の見直しを行った。
2	教育の質向上のために、園内研修を充実させる	A	写真やエピソードを通して幼児の育ちを語り合う研修を毎月実施した。その結果、幼児理解が深まり同僚性も育まれた。
3	特別支援教育のための園内支援体制を整備する	B	特別支援コーディネーターを配置し、家庭や関係機関との連携を図り、個別の指導計画を作成した。

評価（A…十分に成果があった B…成果があった C…少し成果があった D…成果がなかった）

4. 総合的な評価結果

評価	理 由
A	3つの評価項目について重点的に取り組んだ結果、一人一人の幼児を大切にしたい質の高い教育を実践することができた。また、さらなる質の向上に向けた課題も明確になった。

評価（A…十分に成果があった B…成果があった C…少し成果があった D…成果がなかった）

5. 今後取り組む課題

課 題	具体的な取り組み方法
1 環境	園庭や室内の環境について話し合い、遊びが充実するように幼児の発達に添った環境の構成に取り組む。
2 安全管理	緊急事態発生に備えて、危機管理マニュアル等を教職員間で共通理解し、意識の向上やマニュアルの改善を図る。
3 幼小接続	幼稚園と小学校の教師が共に学ぶ機会を持ち、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して教育の接続を図る。

6. 学校関係者評価委員会の評価

子どもたちがのびのびと自己を表現できる豊かな環境で生活している様子がみられた。幼稚園の教育目標のもと一人一人を大切にしたいきめ細かい保育がなされ、子どもを中心に園づくりがされている様子は大変好ましい。今後も期待して園の成長を確認していきたい。

- 幼児教育実践学会は12月20日土曜日 一日だけで開催
 - ・オリンピックイヤーのため
 - ・2021年度夏の実施期間を勘案

- 機構と各都道府県での研修 それぞれにどのように
経営的に自立させられるか
「研修はただでなない」という文化の構築？
(→本日の分科会テーマ)

教育研究委員の業務にかかわる流れの確認

（情報は流れてこそ価値がある）

機構での文科省との調整連携

全日私幼連→理事会・団体長会

→全国の幼稚園・こども園への伝達と実践

- ・全日教研委員→地区会の各教研委員への共有ルート構築
→都道府県教研委員長

全日が国との間で合意形成したことは

都道府県・市区町村自治体で交渉することによって
実現することが多い。

- ・通知を読むだけでは、わからないことも多い
- ・団体長さんの広い顔と教研の説明

ご清聴ありがとうございました

資料：当機構の研修整備関係の足跡

2006年

都道府県の私幼団体実施の研修を整理し、「保育者としての資質向上研修俯瞰図(以下、研修俯瞰図)」作成

2008年

俯瞰図に連動した「研修ハンドブック」を発行
→教諭個人が「研修ハンドブック」を利用して、
分野ごとの研修履歴を把握できる仕組み構築

2015年 俯瞰図・ハンドブック改訂

2018年

処遇改善Ⅱの「キャリアアップ研修」に連動

→「研修俯瞰図」を文部科学省キャリアアップ研修9分野
（厚生労働省が示すキャリアアップ研修で示す分野1
「乳児の保育」を含めて）に再整理して互換表を作成

全日本私立幼稚園連合会にて

→「幼稚園の人材確保支援事業」として
文部科学省調査研究を受託
→幼稚園ナビ（アプリ）の開発

2019年

「幼稚園の人材確保支援事業」の継続で
研修の充実による専門性の確保（離職防止）として
幼稚園ナビ（アプリ）の研修利用

- 処遇改善Ⅱの研修要件整備にともない
研修スタンプからシール化へ
- 研修履歴記録のため各都道府県事務局の業務負担への対応
→ ICT化の推進
- 団体統一申請の準備

「技能・経験に応じた 保育士等の処遇改善等について案）」

内閣府子ども・子育て会議（第30回）平成29年2月8日

私立幼稚園の課題

→平均で30歳までに7割が離職

（平均勤続年数を約7年と表記：処遇改善イメージ図より）

課題1…専門性の獲得

保育者はただの子守ではない。

教諭という専門職を磨き誇りをもって長く続けられるように

必要な研修を構築して、専門性を向上させる仕組み

課題2…処遇改善 永年勤続に向けての処遇改善

追加的な処遇改善における研修スキームのイメージ（幼稚園関係）

1. 実施主体

- ① 都道府県・市町村
- ② 幼稚園関係団体（※）
- ③ 大学等（教員養成機関、免許状更新講習の開設者）
- ④ その他都道府県が適当と認める者

（※）全日本私立幼稚園連合会、（公財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構、（公社）全国幼児教育研究協会、各都道府県等の私立幼稚園団体等を想定（詳細はF A Qで示す予定だが、「保育者としての資質向上研修俯瞰図」に沿った研修を実施しているものは広く対象に含める方向）。

2. 研修内容（以下のいずれか）

（1）分野別研修

【分野例】

- ①教育・保育理論、②保育実践、③特別支援教育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者の支援・子育ての支援、⑦小学校との接続、⑧マネジメント、⑨制度や政策の動向

（※）「保育者としての資質向上研修俯瞰図」に示された分野でも可

(2) 分野別研修以外の職責等に応じた各種研修

- ・ 経験年数に着目した研修（例：3年目研修、5年目研修、10年目研修）
- ・ 園内での役割に着目した研修（例：主任研修、リーダー教員研修）
- ・ 広く一般教員を対象とした研修
- ・ 免許状更新講習 等

(※) 1. の主体が実施する研修は広く認める（個別の研修ごとの認定等は不要）。
専門家を園内に招いて実施する研修等も一定の要件の下で認める方向。「保育士等キャリアアップ研修」を活用することも可能。

3. 所要時間数

- ・ 分野別研修は、1分野につき10～20時間が基本（分野ごとの性質に応じて柔軟な対応が可能。複数回に分けて受講することも想定）。「中核リーダー」及び「専門リーダー」は4分野（「中核リーダー」はマネジメントが必須）、「若手リーダー」は1分野の研修を修了する必要。
- ・ 分野別研修以外の研修を組み込む場合、「中核リーダー」及び「専門リーダー」は計40時間以上、「若手リーダー」は計10時間以上の研修を修了する必要。

4. 研修受講歴の管理・確認

- ・ 「研修ハンドブック」((公財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構／監修)等により教員個人が管理するのが基本(公的な管理は中長期的な課題として検討)。
- ・ 処遇改善の要件確認に当たっては、各園において、該当職員の受講した研修の実施主体・名称・主な内容・開催年月日(時間数)等を簡潔に記載した様式を作成し、市町村に提出(「研修ハンドブック」のスタンプ履歴による確認も可)。
- ・ 市町村では、確認監査等の機会に、必要に応じて様式の記載の真偽を確認。



市区町村から確認監査に備え、
主催者の参加者名簿でテーマ(俯瞰図領域)
講師名、時間数について
本人が受講していたことを参加名簿で確認できるように
(指定書式のエクセルにて機構にデータ送付)
(名前の他に、個人が特定できる情報として、生年月日を利用する)

技能・経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組みについて

1 概要

- ・ 副主任保育士・専門リーダー（仮称・月額4万円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3））・職務分野別リーダー（仮称・月額5千円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/5））等設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用を公定価格に上乗せを行う。（公定価格上の加算の創設）

2 要件

- ・ 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行うこと（現行の処遇改善等加算と同様）
- ・ キャリアアップの仕組みを構築する観点から、対象者について、発令等を行っていること
- ・ 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

<月額4万円の処遇改善の対象者>

- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち4分野以上の研修を受講していること

<月額5千円の処遇改善の対象者>

- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち担当する分野の研修を受講していること

※ 経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能

※ 研修に関する要件については、平成29年度は課さず、平成30年度以降は職員の研修の受講状況を確認すること

- ・ 職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること

3 職員への配分方法

- ・ 技能・経験に応じた処遇改善については、原則は、月額4万円又は月額5千円の賃金改善を行うこととする。ただし、月額4万円の配分については、各施設における職員の経験年数・技能、給付率等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）にも配分可能（月額5千円は対象外）
- ・ 上記の場合でも、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を、公定価格上の月額4万円の処遇改善の対象者には確保する。
- ・ 平成30年度以降に係る配分方法については、職員の研修の受講状況等を踏まえ検討。

2020年には
都道府県行政に
県の私幼団体の
申請

2022年

1. 三府省課長から 都道府県知事あて 「通知」

府子本第197号
元初幼教第8号
子保発0624第1号
令和元年6月24日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)

(公印省略)

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)

(公印省略)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

(公印省略)

厚生労働省子ども家庭局保育課長

(公印省略)

タイトル

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成 27 年 3 月 31 日府政共生第 349 号、26 文科初第 1463 号、雇児発 0331 第 10 号）のⅥ 2（2）エ（ア）・（イ）における処遇改善等加算Ⅱ（以下「加算」という。）に係る「別に定める研修」について、下記のとおり定めたので、十分御了知の上、関係団体等の活用も含め研修の積極的な実施をお願いします。

また、各都道府県においては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して遅滞なく周知を図られたい。

なお、加算における研修に係る要件については、2022 年度を目途に当該要件の必須化を目指すこととし、2021 年度までの間は当該要件は課さないこと。2022 年度からの必須化については、2022 年度開始までに、職員の研修の受講状況等を踏まえ判断することとなっている。

2 幼稚園

(1) 実施主体

実施主体は以下の者とする。

- ① 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）
- ② 幼稚園関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者
- ③ 大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許状更新講習・免許法認定講習開設者）
- ④ その他加算認定自治体が適当と認める者

なお、②に基づき、加算に係る研修の実施者として適切な幼稚園関係団体と認めるに当たっては、加算認定自治体は、幼稚園関係団体の申請に基づき、以下の要件を満たしているか確認を行うこと。

- ・ これまで幼稚園教諭に対し研修を実施してきた実績を有すること。
- ・ 実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的及び内容が明確となっていること。
- ・ 研修修了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。

また、④に基づき、各幼稚園が企画・実施する園内における研修（以下「幼稚園における園内研修」という。）を加算に係る研修と認めるに当たっては、幼稚園からの加算の申請に基づき、以下の要件を満たしているか確認を行うこと。

- ・ 研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると①・②が認める者又は③に所属する者を講師として行うものであること。
- ・ 研修の目的及び内容が明確に設定されていること。
- ・ 研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能であること。

(2) 研修内容

(1) に定める実施主体が実施する研修であって、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものとする。なお、加算認定自治体が個別の研修についてあらかじめ認定を行うことは不要である。

また、中核リーダーについては、(3) に定める時間数のマネジメント分野に係る研修（カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう）を受講すること。

(3) 対象者及び修了すべき研修時間

ア 中核リーダー及び専門リーダー

合計60時間以上（ただし、中核リーダーについては、15時間以上のマネジメント分野の研修を含む。また、幼稚園における園内研修については、15時間以内の範囲で含めることができる。）

イ 若手リーダー

合計15時間以上（担当する職務分野に対応する研修を含む。幼稚園における園内研修については、4時間以内の範囲で含めることができる。）

(4) その他

- ア 個別の研修の受講歴については、職員個人が管理することを基本とする。
- イ 加算の申請を行う施設においては、研修に係る要件の必須化後を見据えつ
つ、幼児教育センター、教育委員会等が行う経験年数や園内の役割に着目し
た研修やテーマ別の研修、加算認定自治体が認めた関係団体が行う研修、免
許状更新講習、免許法認定講習、都道府県等が行う保育士向けの研修など、
各対象者が受講した多様な研修の修了状況を把握し、対象者の発令の種類に
応じた研修受講歴の一覧化を行うこと。
- ウ 研修に係る要件の必須化後は、加算の認定に当たっては、加算認定自治体
において、加算の申請を行う施設から各職員の研修受講歴の一覧を提出させるこ
と等により、加算対象職員が本通知に定める研修を受講していることを適切に
確認することを想定している。

Ⅱ．平成30年度以前に受講した研修の取扱いについて

平成30年度以前に受講した研修については、加算認定自治体において、Ⅰに定める研修と内容が同等であると認められ、研修の受講が適切に確認できる場合に限り、要件を満たすものとして差し支えない。

全日本私立幼稚園幼児教育研究機構における研修会の講師にかかわる規定

←

当機構の研修会の講師 となれる者は以下のとおりです。←

←

当該研修に関し専門的知見を有する者で あって、←

←

- 1) 大学・短期大学・指定教員養成機関において幼児教育関連分野の教授・准教授・講師・助教の任命を受けている者←
- 2) 教員免許状更新講習の講師として、文部科学大臣の認定を受け講義を担当している者←
- 3) 幼児教育に関わって、文部科学省の審議会又は調査研究協力者会議の委員として委嘱を受けている者 ←
- 4) 当機構理事長が適当と認めた者←
 - ・当該者の経歴、役職、資格、業績、及び指導経験（※1）を用紙1枚（様式任意）←
 - にまとめ当機構に申請してください。←

(※ 1) ・過去に上記 1) ～ 3) に該当したことがある場合その履歴

・都道府県の教員を対象とした研修等の講師歴

・都道府県や市区町村での幼児教育アドバイザーの任命歴

・ECEQ コーディネーター (※ 2) 養成講座、園長・リーダー研修等の講師歴

・ECEQ コーディネーターの資格の有無

等が含まれる。

←

(※ 2) ECEQ コーディネーター

・基礎資格は、原則として幼稚園等の現場における 10 年以上の経験年数に加え、
都道府県団体長からの推薦がある者

・資格は当機構が主催する「ECEQ コーディネーター養成プログラム」を修了した
ものに付与される。

←

(年間で 3 日間の講義、各地区における ECEQ 公開保育等への参加、及び自園で
の ECEQ 公開保育の実施と実施報告レポートの提出)

←

令和元年 11 月 11 日

各都道府県・指定都市・中核市

子ども子育て支援新制度担当部局

各都道府県

公立・私立幼稚園所管部局

御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修（幼稚園・認定こども園）

の実施主体の認定等に係る申請書類の統一様式について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（以下「加算Ⅱ」という。）に係る研修要件については、令和元年6月24日付通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」により内閣府・文部科学省・厚生労働省の連名にて通知したところです。同通知においては、幼稚園・認定こども園については、同加算の認定を行う都道府県・指定都市・中核市（以下「加算認定自治体」という。）において適当と認める幼稚園・認定こども園関係団体等が実施主体となる研修や、園内研修のうち一定の要件を満たすものとして加算認定自治体が認める研修等について、研修に係る要件の必須化後における加算Ⅱに係る研修として認める旨お知らせしているところです。

各加算認定自治体における事務負担の軽減と、幼稚園・認定こども園関係団体等における円滑な研修実施団体としての申請を可能とする観点から、各種申請書類等の統一様式を下記に示しますので、御活用下さいますようお願いいたします。

1. 幼稚園・認定こども園関係団体等の認定に係る申請様式について（別紙様式1）

- (1) 各研修受講者が、受講する研修が、研修に係る要件の必須化後に加算Ⅱに係る研修として認められるものか予見できることは重要であることから、各加算認定自治体においては、統一様式を用いてあらかじめ幼稚園・認定こども園関係団体等からの申請を受け付け、認定を行っていただきたいこと
- (2) 特段の事情がある場合に、各加算認定自治体において統一様式を修正・変更して用いることは問題ないが、その場合でも、申請様式は、統一様式をベースに、可能な限り簡素なものとなるよう検討いただきたいこと
- (3) 例えば、全国的に研修を実施している団体等が全ての加算認定自治体に対して同時に研修実施主体としての申請を行うことも考えられ、その際に提出が必要となる様式を全て入手・記入することは実態的に困難であると考えられる。そのため、全国的に研修を実施している団体から求めがあった場合は、内閣府・文部科学省から各加算認定自治体の担当窓口の部局名・住所

の情報を提供するとともに、本事務連絡に添付した様式をそのまま活用して申請可能である旨周知する予定であるため、仮に各加算認定自治体において統一様式を修正・変更して用いている場合であっても、統一様式による申請があった場合には、一度受理していただいた上で当該団体に対し追加的に必要な情報を求めるといった御対応をいただきたいこと。

2. 園内研修に係る認定の申請様式について（別紙様式2）

- （1）加算認定自治体における加算の認定にあたっては、加算の申請を行う施設から各職員の研修受講歴の一覧を提出させること等により、加算対象職員が本通知に定める研修を受講している事を確認することとなるが、当該一覧に園内研修が含まれる場合には、加算の申請書類に本様式を添付させることにより、当該園内研修が加算Ⅱに係る研修として適切かどうか判断いただきたいこと。
- （2）特段の事情がある場合に、各加算認定自治体において統一様式を修正・変更して用いることは問題ないが、その場合でも、申請様式は、統一様式をベースに、可能な限り簡素なものとなるよう検討いただきたいこと。